# 寿海苑　入居のご案内

.

**≪施設概要≫**

| | |
|---|---|
| 名称 | 養護老人ホーム　寿海苑 |
| 運営主体 | 社会福祉法人うちうみ会 |
| 住所 | 〒742-1107　山口県熊毛郡平生町大字曽根 10126-2 |
| 電話 | 0820-56-7335 |
| FAX | 0820-56-1052 |
| 定員 | 40 名（他に生活管理指導短期宿泊事業 1 名） |

# ゆったり　すこやか
# 安心の暮らし

目　　次


1. 養護老人ホームについて
2. 費用負担について
3. 介護保険サービスの利用について
4. 入居の手続き
5. 入居時の確認と手続き
6. 入居時に必要なもの
7. 寿海苑のきまり
   - 私たちの生活信条
   - 食事について
   - 入浴について
   - 洗濯について
   - 部屋等の掃除について
   - 生活プラン（暮らし方）について
   - 医療及び健康管理について
   - 買物、出張販売について
   - 金銭の管理について
   - 起床・就寝時間について
   - 外出・外泊について
   - ご面会、ご来苑について
   - 居室の希望・調整について
   - 集団生活について
   - 当施設での生活の限界について
   - 退所事由について
8. 生活の流れ（一日、一か月、一年）

# 養護老人ホームについて

## 対象者

65 歳以上（原則）の方で、環境上の理由（在宅において一人で生活することが困難と認められる状況）及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方のための入所施設です。

## 目的

入居された方が、自立した日常生活を営み、社会生活に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的としています。寿海苑では、互助の精神で、「和」をモットーに入居された皆様の「ゆったり・すこやか・安心の暮らし」をの実現を目指し様々な支援を心がけています。

## 費用負担

入居される方及び扶養義務者の方の所得の状況に応じて、一定費用（費用徴収金）を市町（措置機関）に納めることになります。

① 入居者・・・ご本人の収入の額に応じて、月々の費用徴収があり、入居申請をされた市町に支払うことになります。

② 扶養義務者・・・原則として「入居の際に本人と同居していた配偶者または子」その方の所得税額に応じて、月々の費用徴収があり、入居申請をされた市町に支払うことになります。

※詳細は、入居申請される市町の高齢者福祉担当窓口にお問い合わせください。

## 介護保険サービスの利用について

介護認定で、要支援・要介護の状態の方は、外部の介護保険サービスの利用が可能となっています。その際は、介護保険サービス事業主と契約をしていただきます。（訪問介護、通所介護、訪問看護など）

介護サービスのご利用に際しては、1 割負担が必要となりますが、本人の費用徴収額の階層（1-38 階層までの方）により、措置機関（市町）から 100%~45%の支弁があります。

## 入居の手続き

お申込み窓口について

ご本人の住民票のある市町役場の担当課が窓口になっております。

## 施設見学

お申込み前に、当施設への見学をされますようお願い致します。

当施設での生活の実際や環境を見ていただき、入居に際しての判断をしていただければと思います。その際に、健康状態や障害等のご様子をお伺いし、当施設で生活が可能かどうか判断させていただければと思います。

入居時の手続きについて

① 住所異動について
- 住所異動の確認
- 健康保険証・介護保険証等の住所異動の確認
- 年金証書の住所変更

② 預り物品の確認
- 貴重品（現金、通帳、印鑑、年金証書、健康保険証、介護保険証等）の確認
- 持ちこみ物品の確認

③ 各種書類の説明と署名事項
- 身元引受書の署名
- 委任状の署名
- 管理委任状の署名
- 葬祭の申立書の署名
- 誓約書の署名
- 個人情報の使用に係る同意書の署名

④ その他説明と確認事項
- 診療情報提供書の有無と今後の医療機関（主治医）の確認
- 服薬管理の有無
- 現在の心身の状況と生活支援の有無

  食事について

  入浴について（介助入浴か、自立入浴か）

  トイレについて（オムツ・パットの有無、夜間のトイレ状況等）

  歩行について（歩行補助具の有無）

  洗濯について（介助か、自立か）

・介護保険サービス利用の有無と今後のサービス提供機関について
・連絡先の確認（電話番号、緊急連絡先）
・面会や外出・外泊について
・当施設での生活リズムと個別支援計画について
・各種趣味活動や行事計画について

# 入居時に必要なもの

| 必要なもの | チェック | 説明 |
|---|---|---|
| 転出証明書 | | 原則として、住所を当施設住所に異動していただくことになります。（平生町にお住いの方は必要ありません） |
| 印鑑 | | 通帳の印鑑 |
| 健康保険証<br>後期高齢者医療被保険者証<br>国民健康保険高齢受給者証<br>介護保険証<br>マイナンバー情報<br>等 | | 住所のみ、当施設住所に変更してもらってください。<br>（市町村役場にて） |
| 福祉医療受給者証<br>身体障害者手帳<br>精神保健福祉手帳<br>療育手帳<br>等 | | お持ちの方のみ。住所異動が必要です。 |
| かかりつけ医の紹介状 | | |
| 年金証書 | | |
| 通帳 | | 金銭の管理は自己管理・施設管理等の方法があります。 |
| 布団類 | | 敷き布団以外（ベッド利用の場合は） |
| 衣類 | | 普段着、下着類、靴下、パジャマ<br>※必要に応じて、夏物・冬物ご用意ください |
| 洗面用具 | | 歯ブラシ、歯磨き粉、ひげそり、お化粧品等<br>※洗濯可能な方は、洗濯ハンガー、洗濯バサミ等<br>洗剤は当施設で支給 |
| 食器類 | | 湯のみ、コップ、やかん、電気ポット等<br>※食事時のお箸、湯のみは用意してあります |
| 思い出深い品々 | | 写真、小物等<br>※お部屋の収納の範囲ではありますが、なじみの物があればお持ちください |
| 上履き | | スリッパ、シューズ<br>※すべりにくいもの |
| 電化製品 | | 【お持込み可】テレビ、扇風機 |
| その他 | | 目覚まし時計、ティッシュ、ゴミ箱等 |

☆各居室には、冷暖房設備があります。
☆ストーブ等火気製品のお持込みは禁止。
☆冷蔵庫、携帯電話の使用・携帯は原則禁止。

※　ご自分の物品を多量には置けません。またあまり大きな物も入りません。
　　退居時は、**入居時の状態**で退居していただきますので、ご了承ください。
※　全ての物品に**記名**をお願い致します。

# 寿海苑のきまり

**〇ゆとりと楽しみのある苑生活を送るための日常生活のきまりです〇**

## 私たちの生活信条

1. 健康は第一の幸福です。起床・洗面・排泄・掃除・就寝を規則正しく、そして、いつも清潔にして、適度な運動を忘れず、又自分の手でかなう作業を通じて健康につとめるとともに、社会報恩の生活をしましょう。
2. 欲望には限りがありません。不平不満は自分の心を乱し、他人に迷惑をかけるもとです。心を静かにし足るを知って感謝の生活をいたしましょう。
3. 永い月日の間には、腹の立つことも気に障ることも数々あることでしょう。「短気は損気」「ならぬかんにんするがかんにん」の言葉のように堪忍の生活をいたしましょう。
4. 「袖ふれあうも他生の縁」助け合い、慰めあって余生を楽しく送ることに思いをいたし、お互いに仲良く明るい苑生活をいたしましょう。
5. ありがとうの心が大切。他人を大切にすることも又楽しいものです。

## 起床と就寝

1. 6 時 30 分、起床の放送で離床し、身だしなみを整え、今日も幸せな一日を送るようにお互いに朝の挨拶を交わしましょう。
2. 午後 9 時、消灯時刻後各自の居室に点灯の必要がある場合は、許可を得ましょう。
3. 消灯後はお互いに安眠を妨げないように特に注意しましょう。

## 食事

1. 食事は、栄養士の献立により、衛生的でバランスのとれた家庭的な食事を提供するように努めています。また、入居者の方々への嗜好調査を実施したり食事に関する意見や感想を伺ったりしながら、献立に反映するよう努めています。
2. **食堂への食べ物の持ち込みは、食中毒予防及び衛生上の観点から禁止**しております。
3. 食事前は、必ず手洗いをしてください。

## 入浴

1. 足元等がふらつき、自分だけでの入浴に不安のある方は、入浴介助を行ってい

ます。(週 2 回：チェアイン入浴(月・木)　介助入浴(火･金))
自分で入浴できる方は、月・水・木・土　をご利用下さい。

2. 浴槽内ではタオルを使用しないで、常に湯の清潔を保つよう注意しましょう。
3. 共同の浴室です。マナー（浴槽に入る前に身体を洗う等）を守って下さい。
4. 浴室での毛染めは出来ません。

## 洗濯

1. 洗濯可能な方は、施設内にある洗濯機（3 階無料）をご利用下さい。
2. 自分で洗濯することが困難な方は、職員で洗濯を承っております。(月額 3000 円)
（特殊な物、当方で困難な場合は、クリーニング業者に依頼、その際は実費）
3. 身体の清潔はもちろん、衣服・肌着を清潔に保ちましょう。

## 掃除

1. 居室やその周辺についての掃除、整理整頓は、自立・自活の推進・残存能力の活用 生活リハビリ効果の観点からも、出来る範囲で行いましょう。
2. 自分で困難な場合は、介護保険サービス（訪問介護）ご利用や、職員が掃除及び整理整頓を行います。

## 生活（ケアプラン）

1. 本人の希望やご家族の想いをお聞きし、ご本人の心身状態や経済的状態を踏まえ、今の自立能力を大事にしながら、ケアプランを立てていきます。小さな事でもご相談下さい。
2. 作業能力のある方は、力に応じて苑内外の作業、掃除、美化、当番及び勤労奉仕に努めましょう。

## 保健衛生

1. 嘱託医（おきの内科糖尿病クリニック：沖野良介)、看護職員、生活相談員、支援員、介護職員他、全スタッフで、健康管理を心がけております。本人やご家族の希望や了解の上で服薬管理もします。
2. **入居時には全員、**嘱託医の診察を受けましょう。(必要な検査をしていただきます)

3. **年 2 回健康診断**を嘱託医により実施します。
4. 入院加療が必要な場合は、本人およびご家族と相談しながら、検討します。入院の際は、**入院申込や、身元保証人及び治療方針の説明に対するご家族の同意書及び署名が必要**です。必ず病院に行かれてご署名いただき、入院中の対応について病院側と打ち合わせて下さい。
   ただし、緊急を要する場合は、緊急入院も含め救急対応する場合がありますので、ご了承ください。その場合でも、ご連絡致します。事後の対応をお願い致します。
5. 入院して、3 か月以上経過し、当施設での生活が困難な場合は、措置が切れて退所となります。
6. 医療機関への通院には、原則タクシーやご家族での送迎をお願いします。
   **緊急時・必要時には、当施設の公用車で送迎補助**を実施致します。公用車使用の受診には、1 回 2000 円徴収させていただきます。

**嘱託医：おきの内科糖尿病クリニック　沖野　良介　医師　（TEL：56-7733）**
**協力病院：光輝病院　（TEL：58-1111）**

## 買物、出張販売、その他

1. 業者にお越しいただき、毎週 1 回、出張販売（お菓子）を実施しています。
2. 買物ツアーとして、戸外のショッピングを行う場合もあります。1 回 2000 円徴収させていただきます。
3. 食料品の購入は、**健康に支障があると判断される場合には、購入の制限等をします。**
4. 日用品等については、毎週月曜日までに職員まで申していただき、水曜日にお渡しします。（金銭自己管理の方は、商品と引き換え）
5. その他外出支援を実施しています。1 回 2000 円徴収させていただきます。
6. 2 か月に一度、苑内で散髪奉仕があります。（1000 円）

## 金銭管理

1. 自己管理、家族管理、施設管理の方法があります。施設管理の場合は、本人了解の元にお預りします。預り金は、2 カ月に 1 度（年金受領月）本人に残高確認をしていただきます。（年金受領通帳をお預かり致します）

## 外出・外泊

1. 外出・泊の場合は、外出届・外泊届を提出し、帰苑された時は職員に申し出ましょう。
2. **身元引受人・ご家族が一緒の場合**は当日の申し出でも構いませんが、その他の場合は、**必ず事前に届**を提出しましょう。
3. 一人での外出・外泊に際して、不安・危険等を感じる方は**許可できないこともあります**また、心身に不安のある方は、単独外出しないでください。身元引受人、措置権者には連絡・相談させていただきます。
4. 門限は守りましょう（夕食時まで）
5. 外出中に事故などがあった場合は、直ちに苑に連絡して下さい。

## ご面会、ご来苑

1. 面会時間は（9:00～16:00）とさせていただきます。来られましたら、「面会票」にご記入下さい。※現在は、予約制で平日のみ（土は要相談）
2. 来られた際には、事務所で声をかけて下さい。ご家族の方へ、ご本人の最近の様子等お知らせできるかと思います。
3. **食べ物をお持ちの場合は、必ず職員に尋ねて下さい**。ご本人の体調管理や食中毒防止の観点から、その予防も含めて注意を払っております。ご協力下さい。

## 居室の希望・調整

1. 居室は、1 階（2 人部屋）、2 階（個室）、3 階（個室）にあります。心身等の状態、個別的事情、他の入居者との人間関係等を考慮して、居室を調整する場合があります。

## 集団生活

1. 40 名の方（定員 40 名）がいらっしゃいます。個人の意向や要望に沿いながらも**集団生活上のマナーや規則（寿海苑のきまり）**があり、遵守されるようお願いします。
2. 月 1 回、全体会議で、翌月の行事予定、お願い、注意事項を伝達し、入居者からご意見やご要望をくみ取る機会としています。
3. 他者への迷惑行為、暴言暴行等、当施設の対応及び生活が困難と判断された場合は、退

所していただくことがありますので、ご了承ください

4. 施設の設備や、調度品等について、故意に破壊・損失された場合には弁償していただくことがあります。
5. 火気、特に煙草の吸殻の取り扱い等に注意しましょう。**居室での喫煙は厳禁**です。所定の場所での喫煙をお願いします。許可出来ない場合もあります。ご了承下さい。
6. 他の方の居室には無断で出入りしないようにしましょう。
7. 金銭の賃貸をしないようにしましょう

## 当施設での生活の限界について

以下の状態になった時は、当施設での生活は限界ととらえており、病院や他の施設等への移行が必要です。

・認知症が進み、徘徊状態・暴言暴力や危険行為等で、お世話ができないとき
・**他者への迷惑行為、暴言暴行、危険行為、集団生活上でのルールが守れない等**
当施設での生活継続が困難と判断される場合
・介護度の進行により、当施設での対応が困難となった場合

## 退所事由について

以下の時は退所となります
・死亡された場合
・病院に入院し、3 か月以上経過、当施設での生活が困難な場合
・退院見込み等がなく、退所のお申し出があった場合
・介護老人福祉施設等、他の施設へ移行された場合
・在宅で生活が可能となり、本人または家族より退所の申し出があった場合
・当施設での生活継続が困難と判断される場合
　・車椅子への移乗が難しく、寝たきりの状態になられた時（入浴設備が当施設にないため）
　・2 人介助が必要になられた時（夜勤が 1 名体制のため）
　・経口摂取が困難になられた時（当施設ではお看取りを行っておりません）
　・希死念慮、自傷他害等、精神面での症状が出現した時
・強制退所・・・他者への迷惑行為、暴言暴行、危険行為、集団生活上でのルールが守れない等

# 寿海苑の生活
# 一日の流れ

| 時間 | 内容 | 備考 |
|---|---|---|
| 6:30<br>※洗濯時間　6:30~8:30 | 起床<br>洗面・更衣・整容 | |
| 8:00~ | 朝食 | |
| 8:45 頃 | ラジオ体操 | 放送でラジオ体操が流れます |
| 9:15~ | 一般入浴<br>介助入浴<br>チェアイン入浴(機械浴) | 月・水・木・土<br>火・金<br>月・木 |
| 9:15～10:00 | お茶・リハビリ体操の時間 | ホール・食堂でお茶を飲んだり、リハビリ体操をしています |
| 12:00 | 昼食 | |
| 13:45~ | 介助入浴<br>チェアイン入浴 | 火・金<br>月・木 |
| 14:00~ | コーヒータイム | 1 階の方、希望者の方 |
| 14:30~ | 行事、クラブ等 | |
| 17:00~ | 夕食 | |
| 21:00 | 消灯 | テレビ、ラジオ等消して、ゆっくりおやすみ下さい。 |

# 寿海苑の生活
# １週間の流れ

| | |
|---|---|
| 月 | 理髪奉仕（隔月） |
| 火 | |
| 水 | はつらつコンサート　誕生会、各種慰問・訪問　等 |
| 木 | 園芸教室、生花教室 |
| 金 | ティータイム、ほっとタイム |
| 土 | |
| 日 | |

※随時　診察日、シーツ交換、地産地消の日、選択食　等

# 寿海苑の生活
# １年の流れ

| 月 | 行事 | 月 | 行事 |
|---|---|---|---|
| 4 月 | お花見弁当 | 10 月 | |
| 5 月 | 運動会 | 11 月 | 避難訓練 |
| 6 月 | | 12 月 | おたのしみ会 |
| 7 月 | | 1 月 | |
| 8 月 | 盆供養・夏祭り | 2 月 | 節分 |
| 9 月 | 敬老会 | 3 月 | 避難訓練 |

※その他随時レクリエーション等実施しています